

国王尚巴志より礼部あて、長至令節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、曆日の事の咨（一四二六）

右、礼部に咨す

宣徳元年（一四二六）

咨

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。使者佳期巴那等を遣わし、表文一通を齎捧して京に赴き長至令節を慶賀せしむ。及び、荒字号海船一隻に坐駕し、馬二十四・硫黄五千斤を管送して京に赴き進収せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為乞わくは免抽し宝鈔を給価するを賜わんことを。遠人をして利便ならしむるに庶からん。

一件、曆日の事。前後して礼部の咨文二道を准くるに、内に開す。欽賜の宣徳元年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、本國の使者宗比結制に就付し、收領して回国せしむるの外、又次いで使者佳期巴那に付して領到せしむ、とあり。宣徳元年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、欽遵して收受するを除くの外、理として合に通行すべし。咨して知会を請う。須らく咨に至るべき者なり。

注

(1) 佳期巴那 この時の入貢の記事が『明実録』宣徳元年十月辛巳・十一月壬辰にある他、前年の洪熙元年閏七月戊戌・戊申の各条にも入貢の記事がある。

(2) 長至令節 冬至の祝いの儀。冬至には正旦、聖節(皇帝の誕生日)と並ぶ重要な朝賀が行われた。

(3) 宗比結制 『明実録』洪熙元年十二月庚午・己丑の各条に見える宋比結制であろう。

(4) 佳期巴那 前注(1)の佳期巴那に同じ。洪熙元年の入貢の帰りに、宋比結制の受領した曆を佳期巴那が持ち帰ったのであろう。

1-16-06

国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

(一四二七、四、一七)

琉球国中山王尚巴志、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行に移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者魏古渥制等を遣わし、表文一通を齎